

令和5年4月17日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

いすゞ自動車近畿株式会社

期間: 令和5年4月17日から令和5年5月16日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

いすゞ自動車近畿株式会社の元役員が、詐欺の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり あつひこ 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ けんいち 磯川 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ ゆうじ 宅和 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち みちひさ 野口 道久 (内線 6313)

令和5年4月17日

近畿地方整備局

いすゞ自動車近畿株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

いすゞ自動車近畿株式会社の元役員は、タイヤの架空取引を繰り返して親会社から現金や約束手形をだまし取ったとして、令和5年2月14日、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

いすゞ自動車近畿株式会社の元役員が、詐欺の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者: いすゞ自動車近畿株式会社

大阪府守口市八雲東町1丁目21番10号

代表取締役 堀田 雅之

指名停止措置の範囲: 近畿地方整備局管内

指名停止期間: 令和5年4月17日から令和5年5月16日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。